

実践活動検討チーム



9

第2回設立準備委員会 11/8

- 第1回設立準備委員会以降の取り組みについて
- 福祉村実践活動(案)の作成(話し合いグループからの報告)
- 議題
 - 設立準備スケジュールの変更
 - ボランティアの募集



11

ボランティア団体を対象とした福祉村説明会

10/25

- 城島地区で活動しているボランティアグループへの町内福祉村事業の説明
(説明:市福祉政策課)

<参加団体>

城所ボランティアつしグループ
友愛チーム
ボランティア若葉なぎさ
城島乳幼児支援ボランティアママの会



10

話し合いグループ(後期) 11/11~12/2

- 福祉村実践活動マニュアル(案)の作成

- ①身近な生活支援編(基本ルール・活動の個別マニュアル)
- ②ふれあい交流編(ふれあいサロン、地区ふれあいサロンの運営マニュアル)
- ③拠点施設の運営編

- 福祉村運営協議会の組織体制(案)の作成
- (仮称)城島地区福祉村の名称の検討

12

ボランティア第1次募集 11/10~12/10

- 募集チラシ
各戸配布 約1500世帯
- 応募者数(12月16日現在)

87人



13

第3回設立準備委員会 1/24

- ボランティアの登録状況 (報告)
- 福祉村運営協議会設立総会への提出議案
- 設立準備委員会の解散



15

ボランティア説明会 12/16、12/19

- 経過報告、活動説明
- 講話
『地域に根ざすボランティア活動とは』
平塚市社会福祉協議会
地域福祉活動支援グループ
- ボランティア登録



14

ボランティア研修会 1/28, 2/14, 2/16, 3/8

- 第1回(1/28昼・夜)
＜仲間を知る＞
 - 助けられ上手・助け上手体験ゲーム
 - 守秘義務(信頼される活動)について
- 第2回(2/14昼、2/16夜)
＜事例検討(相談って何?)＞
 - 相談その1、相談その2 →ワーク
 - ボランティア活動を知ろう①
- 第3回(3/8昼・夜)
＜自分を知る(自分を知って他者を知る)＞
 - 自分自身をふりかえる
 - 他者を知る(聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者、在住外国人)
 - 車いすの操作方法
 - ボランティア活動を知ろう②



講師:平塚市社会福祉協議会
地域福祉活動支援グループ

16

運営協議会設立総会 2/1

設立までの経過報告

議題

- 運営協議会規約(案)
- 役員を選出
- 平成16年度事業実施計画(案)
- 平成16年度収入支出予算(案)

名称は、『城島ふれあいの里』

17

ボランティア第2次募集 2/12～3/15

- 募集チラシ
各戸配布 約1500世帯
- 応募者数(3月10日現在)
22人
- 第1次募集87人+22人
=109人



19

理事会の開催 2/3,10,24,3/10,17,24

- ボランティア第2次募集
- ミニサロンの開催
- 拠点開設準備
物品購入リストの作成
開所式(4/2)の準備



18

ミニサロンの開催 2/21,3/3,10,17,24

- 大島団地(集会所・2/21)
参加26人
- 下島(自治会館・3/3)
参加33人
- 大島(自治会館・3/10)
参加31人
- 城所(自治会館・3/17)
参加30人
- 小鍋島(城島公民館・3/24)
参加23人



20

コーディネーター研修会 3/16,3/22

第1回(2/16)

ボランティアコーディネーター概論

- ～相談への対応を中心に～
- 今日のボランティア活動の現状・動向
- ボランティアコーディネーターのスキル(技術)とは?
- ボランティアコーディネーター相談業務の実際



第2回(2/22)

ボランティアコーディネーター実務の実際

- ～相談への対応を中心に～
- 事例パターン1
- 事例パターン2

21

町内福祉村のコーディネーター

第1～3層の担い手

町内福祉村に置き換えると

- 1層 = 市の職員
- 2層 = 村長
- 3層 = 地域福祉コーディネーター



村 長	地福コーディネーター
<ul style="list-style-type: none"> ・村の責任者 ・他団体との調整役 ・組織の統括 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉村の拠点に常駐 ・相談の窓口役 ・相談案件の振り分け

23

「城島ふれあいの里」開所式

日時 4月2日(土)10:00～12:00

会場 城島分庁舎 城島ふれあいの里拠点施設

22

町内福祉村と協議体

情報共有、連携の事例



24

參考資料

コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、**関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら**、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の**資源開発**……第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者の**ネットワーク構築**……第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の**マッチング** ……第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、**地域の実情に応じた多様な配置が可能**であるが、**市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動**することが重要。

資格・要件

- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

コーディネーターの配置について

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問6 地域包括支援センターに、コーディネーターを配置する場合は、現在の地域包括支援センターの職員のほかに配置する必要があるのか。業務に支障が無い場合は兼務しても差し支えないか。

(答)

1 コーディネーターについては、ガイドライン案では

- ・「職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要」
- ・「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」
などとしているところ。

既存の職員が兼務をすることを否定するものではないが、地域包括支援センターの職員の業務量等現状も踏まえれば、**基本的には地域の人材をコーディネーターとして新たに配置することを想定**している。

2 なお、新たに配置するコーディネーターの職種や配置場所については、地域の実情に応じて柔軟に設定していただければ良いと考えているが、生活支援の担い手の養成、サービスの開発等を行うコーディネーターの役割を効果的に果たすことができる職種や配置場所を、市町村が中心となって、例えば、協議体とも連携しつつ、幅広く検討していただきたいと考えている。

問7 コーディネーターを、市町村の職員が兼務して実施することは可能か。

(答)

1 全問の回答で記載したとおり、**基本的には地域の人材をコーディネーターとして新たに配置することを想定しており、既存の市町村の職員が兼務をすることは想定していない。**

コーディネーターの配置について

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問4 平成26年9月30日版Q&A(P22 問7)では、市町村の職員がコーディネーターになることは想定していない旨の記述があったが、先進事例として紹介されている平塚市の福祉村では、市職員が第1層(市町村区域)のコーディネーターの役割を担っているとある。Q&Aの「想定していない」とはコーディネーターとなることができないということか。

(答)

1 コーディネーターについては、ガイドライン案では

・「職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要」

・「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」

などとしているところ。

2 このように基本的には地域の人材をコーディネーターとして新たに配置することを想定しているところ、新たに人員を配置することに対する財政支援を想定し、平成26年度から予算を確保してきており、そのような観点から平成26年9月30日付けのQ&Aでは既存の市町村の職員が兼務をすることは想定していないと回答した。コーディネーターとして市町村職員を配置することについて全て否定するものではなく、コーディネーターの役割が十分に果たせる者の任命について、市町村は、協議体とも連携しつつ、十分に検討していただきたいと考えている。

コーディネーターの配置について

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問3 コーディネーターは、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)のような他職種と兼務することは差し支えないか。また、兼務が可能であった場合、それぞれの職種について、別々の財源を充当することは可能か。

(答)

- 1 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等を行うコーディネーターについては、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)等とも連携し、地域のネットワークを活かして、取り組んでいただきたいと考えているが、経験や実績のある人材の確保・活用の観点や小規模な自治体など自治体の状況に応じた取組の推進の観点から、必要に応じて他職種と兼務することも可能である。
- 2 両者を兼務した場合に、その人件費にそれぞれの補助金・負担金を財源として充当することは差し支えないが、それぞれの補助目的にそった支出が求められることとなるため、業務量等により按分し、区分経理を行えるようにすることが必要だと考える。

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置する**ことにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

- 行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- コーディネーター
- 地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

協議体の配置について

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問4 協議体の設置を推進することだが、どのようなメンバーに声かけをすれば良いか。民間企業にも積極的に参加してもらうのか。

(答)

1 協議体については、ガイドライン案・3「(3)協議体の目的・役割等」④協議体の構成団体等」にもお示ししているとおり、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、生活支援コーディネーターのほか、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成されることを想定しており、この他にも地域の実情に応じて適宜参加者を募ることが望ましいと考えている。

2 また、生活支援体制整備事業は、市町村の生活支援・介護予防サービスの体制整備を目的としており、ガイドライン案・2にもお示ししているとおり、**介護保険制度でのサービスのみならず、市町村実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いで行われているサービスを含めて市町村内の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進しつつ、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要がある。**

したがって、配食事業者、移動販売事業者等、地域の高齢者の生活を支える上で必要不可欠な民間企業にも地域の実情に応じて参画いただくことを想定している。

(参考)

総合事業のケアマネジメントでは、ケアマネジメントのプロセスを評価することとしており、ケアマネジメントの結果、保険外の民間企業のサービスのみの利用となり、その後のモニタリング等を行わない場合についても、アセスメント等のプロセスに対し、ケアマネジメント開始月分のみ、事業によるケアマネジメント費が支払われる。

3 いずれにしても、**地域の資源開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、協議体の設置を早期に行うことが重要であり、例えば、まず、協議体の機能を有するような既存の会議等も積極的に活用しつつ、最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やしていくなどといった方法も有効**であると考えている。

地域ケア会議と協議体の関係

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問 地域ケア会議と協議体との連携についての記載があるが、どのような関係なのか。構成メンバーは共通するものではないか。

1 地域ケア会議については、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立に資するケアプランにつなげていくとともに、個別事例の検討を積み重ねることで、地域課題を発見し、新たな資源開発などにつなげていくもの。

このように地域ケア会議については、地域資源の把握・開発という側面で協議体の取組をサポートするものであることから、ガイドライン案でお示しているとおり、「生活支援・介護予防サービスの充実を図っていく上で、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい」と考えており、例えば、**地域ケア会議にコーディネーターが参加するなど地域の実情に応じた連携した取組を進めていただきたい**と考えている。(なお、ガイドライン案において地域ケア会議によるサービス開発の事例も紹介している。)

2 **地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて医療関係職種などを含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うことが基本である一方、協議体は、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することとしている。**このように**性格等は異なる**が、協議体の構成メンバーは、地域ケア会議のうち、地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルが集まり、地域づくり・資源開発、政策の形成の観点から議論する市町村レベルの会議と一般的には一部重複することも想定されるので、例えば、小規模な自治体では両者を連続した時間で開催する等効率的な運営を図っていただきたい。この場合も、コーディネーターの補完や地域ニーズの把握等の協議体に期待される役割を全うできるメンバーを選定いただきたい。

コーディネーターの養成について(イメージ)

(1) コーディネーターの確保に向けた考え方

- 市町村におけるコーディネーターの確保にあたっては、全国的な活動水準の確保や計画的な育成の必要性を踏まえ、国において、研修カリキュラム・テキストの開発や広域的な範囲での養成研修の実施等を通じて、市町村等の取組を支援する。
- コーディネーターは、養成研修を受講した者が望ましいが、必ずしも研修受講を要件とするものではなく、コーディネーター就任後に養成研修を受講することも可能とする。

(2) コーディネーターの養成イメージ

<①. 各主体の役割>

- 国：研修カリキュラム・テキストの開発、中央研修の実施・運営
- 都道府県：中央研修の受講者の推薦、都道府県単位の研修を実施
- 市町村：都道府県研修の受講者の推薦、研修受講者を活用したコーディネーターの配置

<②. 研修体系>

- 中央研修（平成26～27年度）：全国から受講者（都道府県からの推薦）を集め、都道府県研修における講師を養成するための研修を実施
- 都道府県研修（平成27～29年度）：主に中央研修受講者が講師となり、各都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用してコーディネーター養成のための研修を実施

<③. 研修の受講要件>

- 地域のニーズを踏まえたボランティア養成、サロンの立ち上げ等地域資源開発の実績がある者が望ましい。
- 既に地域でコーディネート業務を担っている者が受講することを想定し、資格要件等は設けない。